

# 児童を対象とした主な障害福祉サービスの種類

## 【児童福祉系サービス】

### 児童発達支援

就学前の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、そのほか必要な支援を行います。

### 医療型児童発達支援

肢体不自由児を対象に、厚生労働大臣が指定する医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。

### 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

### 放課後等デイサービス

就学中(小学校入学から高校卒業まで)の障がい児を対象に、授業の終了後や休業日に施設へ通わせ、生活能力向上ために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を提供します。

### 保育所等訪問支援

保育所などを現在利用している障がい児、又は利用する予定のある障がい児を対象に、保育所等で集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

## 【訪問系サービス】 主にホームヘルパーの支援

### 居宅介護

居宅において、保護者だけでは介護や支援が困難な場合に、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

### ○身体介護

自宅での入浴や排泄、着替え、食事など、身体に直接触れる部分での介助を必要とされる場合にホームヘルパーが訪問して介助を行います。

## ○家事援助

保護者が疾病や重度の障害のため家事が困難な場合に、自宅での調理、洗濯、掃除等の介助が必要とされる場合にホームヘルパーが訪問、同行して介助を行います。

## ○通院等介助

家族等の介護を受けることが困難な場合において、通院する際または官公署での請う定期手続きをうける相談の移動に介助が必要とされる場合に、ホームヘルパーが訪問、同行して介助を行います。

## 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい児につき、外出時において、当該障がい児に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい児が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

## 行動援護

障がい児が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

## 移動支援 ※地域生活支援事業(大分市単独事業)

屋外での移動に困難がある障がい者(児)について、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援をします。

## 訪問等入浴介助 ※地域生活支援事業(大分市単独事業)

居宅における入浴が困難な方に対して、機械浴等の入浴サービスの提供を行います。

## 【居住系サービス】

### 短期入所(ショートステイ)

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、自宅での介護や支援が困難になった場合に、短期間、施設へ入所(宿泊)できます。

## 日中一時支援 ※地域生活支援事業(大分市単独事業)

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、自宅での介護や支援が困難になった場合に、短期間、施設へ入所(日中)できます。